

各単立宗教法人代表役員 様

愛知県県民文化局長  
( 公 印 省 略 )

「事務所備付け書類の提出の徹底」及び「不活動宗教法人の確実な把握  
及び整理の加速化」について (通知)

日頃は、本県の宗務行政に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。  
今般、文化庁から、令和 5 年 3 月 31 日付け 4 文宗務 90 号により、「宗務行政の適  
正な執行について」通知(下記 URL 参照)があり、「事務所備付け書類の提出の徹底」  
及び「不活動宗教法人の確実な把握及び整理の加速化」について示されたところで  
す。

つきましては、本県におきましても、下記のとおり対応することとしますので、御  
承知おきください。

記

## 1 事務所備付け書類の提出の徹底について

宗教法人は、宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 25 条第 4 項により、毎会計年  
度終了後 4 か月以内に、当該法人の事務所に備え付けられた書類の写しを所轄庁に提出  
しなければならないことが定められております。

これまで、事務所備付け書類を御提出いただけない宗教法人に対し、督促等対応し  
てまいりましたが、今回の文化庁通知により、**事務所備付け書類の提出期限が到来後、  
最終的に当該法人について過料事件通知書を裁判所に対して送付する手続きに着手す  
るまでの期間は、最大でも 1 年間を目安**にすることが明示されました。

つきましては、事務所備付け書類の事務スケジュールについて、**今年度から、別添の  
とおり実施**することとしますので、事務処理の適切な御対応をお願いします。

## 2 不活動宗教法人の確実な把握及び整理の加速化について

不活動宗教法人の判断に関する基準(文化庁宗務課作成の別添参照)により、該当す  
るものがある時は、**ただちに不活動宗教法人と判断し、速やかにその整理に着手するよ  
う示されましたので、本県としましては、適切に対応してまいります。御承知おきくだ  
さい。**

特に、事務所備付け書類の未提出法人に係る**①連絡先不明で所轄庁として活動を把握  
できないもの、②事務所備付け書類を連続して提出しないもの**について、御留意くださ  
い。

### 3 その他

文化庁通知「宗務行政の適正な執行について」の URL

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/pdf/93862801\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/pdf/93862801_01.pdf)

担 当 県民生活部学事振興課

宗教法人・学事グループ

電 話 052-954-6185(ダイヤルイン)

F A X 052-971-9889

E-mail [gakuji@pref.aichi.lg.jp](mailto:gakuji@pref.aichi.lg.jp)

令和5年5月29日

各単立宗教法人代表役員 様

愛知県県民文化局県民生活部学事振興課長  
( 公 印 省 略 )

事務所備付け書類の未提出法人に対する取り扱いについて（事務連絡）

日頃は、本県の宗務行政に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。  
さて、事務所備付け書類について、宗教法人法第25条第4項に基づき、毎会計年度終了後4か月以内に御提出いただくことと定められておりますが、**令和3年度会計分の未提出法人**へは、既に本年3月に事務連絡ハガキを送付し、御提出をお願いしております。  
しかしながら、今後、御提出いただけない場合は、**本年8月頃には督促書を送付の上、裁判所へ過料事件通知を送付**する手続きへと移行することになりますので、御承知おきください。

担 当 宗教法人・学事グループ  
電 話 052-954-6185(ダイヤルイン)  
F A X 052-971-9889  
E-mail [gakuji@pref.aichi.lg.jp](mailto:gakuji@pref.aichi.lg.jp)

**【令和3年度会計分】これまでの愛知県の事務所備付け書類事務スケジュール**

会計年度 (令和3年度会計)	提出期限 会計年度終了後 4か月以内	事務連絡ハガキ	今回の愛知県本 通知による一斉 周知(全宗教法 人対象)	督促書	過料事件通知
3. 1. 1 ~ 3.12.31	4. 4.30	5年 3月(済)	5年 5月29日付 本通知	5年 8月頃	6年 1月頃
3. 2. 1 ~ 4. 1.31	4. 5.31				
3. 3. 1 ~ 4. 2.28	4. 6.30				
3. 4. 1 ~ 4. 3.31	4. 7.31				
3. 5. 1 ~ 4. 4.30	4. 8.31				
3. 6. 1 ~ 4. 5.31	4. 9.30				
3. 7. 1 ~ 4. 6.30	4.10.31				
3. 8. 1 ~ 4. 7.31	4.11.30				
3. 9. 1 ~ 4. 8.31	4.12.31				
3.10.1 ~ 4. 9.30	5 1.31				
3.11.1 ~ 4.10.31	5. 2.28				
3.12.1 ~ 4.11.30	5. 3.31				

**【令和4年度会計分】文化庁通知に基づく事務所備付け書類事務スケジュール**

会計年度 (令和4年度会計)	提出期限 会計年度終了後 4か月以内	事務連絡ハガキ	督促書	過料事件通知
4. 1. 1 ~ 4.12.31	5. 4.30	5年 7月頃	5年 9月頃	6年 3月頃
4. 2. 1 ~ 5. 1.31	5. 5.31			
4. 3. 1 ~ 5. 2.28	5. 6.30			
4. 4. 1 ~ 5. 3.31	5. 7.31	5年 10月頃	5年 12月頃	6年 9月頃
4. 5. 1 ~ 5. 4.30	5. 8.31			
4. 6. 1 ~ 5. 5.31	5. 9.30			
4. 7. 1 ~ 5. 6.30	5.10.31	6年 1月頃	6年 3月頃	6年 9月頃
4. 8. 1 ~ 5. 7.31	5.11.30			
4. 9. 1 ~ 5. 8.31	5.12.31			
4.10.1 ~ 5. 9.30	6 1.31	6年 4月頃	6年 6月頃	6年 9月頃
4.11.1 ~ 5.10.31	6. 2.28			
4.12.1 ~ 5.11.30	6. 3.31			

※令和5年度会計以降も、このスケジュールにより過料事件通知に至ることとなります。提出期限はあくまで会計年度終了後4か月以内ですので、毎年度期限内のご提出をお願いします。

**【事務所備付け書類未提出に係る文化庁新基準に基づく不活動宗教法人の分類】**

①連絡先不明で所轄庁として活動を把握できないもの	事務所備付け書類の法定期限内に提出がなく、督促書が不達となり、かつ電話等でも連絡ができない場合は、不活動宗教法人として分類する。
②事務所備付け書類を連続して提出しないもの	事務所備付け書類の提出がないことによる過料事件通知対象法人が、翌年度会計分も法定期限内に提出がなく、督促書によっても提出がない場合は、不活動宗教法人に分類する。

※不活動宗教法人に対しては、活動再開・吸収合併・任意解散・解散命令のいずれかで整理を進めていくこととなります。

## 不活動宗教法人の判断に関する基準

令和5年3月31日  
文化庁宗務課

1. 宗教法人の各所轄庁においては、宗教法人制度の信頼性を維持し、その適正な機能を確保するためには、不活動宗教法人に対する徹底した対策が必要であることを十分に認識し、自ら所轄する宗教法人について、以下のいずれかの事由に該当する場合には、当該法人をただちに不活動宗教法人と判断し、速やかにその整理に着手すること。

- ① 宗教法人から、宗教法人法第25条第4項に基づく事務所備付け書類の提出がなされなかった場合において、所轄庁が当該法人に対して督促を行う過程で、郵送した督促状等の書面が不達となるなど、法人の所在地及び当該法人の代表役員の住所地における実在が明らかでないことが判明し、所轄庁の保有するその他の情報（電話番号等）を活用してもなお連絡ができなかったとき
- ② 事務所備付け書類の提出を怠ったことを理由として、過料事件通知書の送付の対象となった宗教法人から、翌年も連続して、所轄庁の督促にもかかわらず事務所備付け書類が提出されなかったとき（ただし、当該法人から、事務所備付け書類を提出しないことに関する明確な理由・意思の表示があった場合は、不活動宗教法人と判断するのではなく、事務所備付け書類の提出を怠ったものとして過料の手続を行い、それ以後の年度についても、継続して書類の提出を促す。）
- ③ 宗教法人から提出された事務所備付け書類の確認、申請された規則の変更等の認証の過程において、「宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について」（平成10年3月3日付け10文宗第12号）又は「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」（平成16年2月19日付け15庁文第340号）に基づき、事実関係を調査すべき事情があり、調査の結果、当該宗教法人に宗教法人法第81条第1項第2号後段から第4号までに掲げる事由（以下「不活動による解散命令事由」という。）のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき
- ④ 所轄庁において収集した宗教法人に関連する情報資料により、又は捜査機関及び税務当局その他の関係機関からの情報提供等により、当該宗教法人に不活動による解散命令事由のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき
- ⑤ 宗教法人から、宗教活動を停止する若しくは終了する旨の申出、境内建物が滅失し再建の予定がない旨の申出、又は代表役員が死亡若しくは退任したことにより不在となり代務者又は後任者を置く予定がない旨の申出等があった場合において、当該法人が自ら合併・解散等を通じて法人を整理することが困難と認められるとき

2. 上記に基づき、不活動宗教法人と判断したものについては、速やかに当該法人について、不活動による解散命令事由のいずれかに該当するかについて、事実関係を確認し、同事由

のいずれかに該当すると認められる場合には、当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に解散命令の請求を行うこと。その際、事実関係の確認の過程において、当該法人が活動している事実や、その連絡先が確認できたものは、不活動宗教法人と判断することなく、当該法人から事務所備付け書類が提出されない場合は、提出の督促や過料の手続を実施すること。

この手順の詳細については、文化庁宗務課において別途示す手引きを参照すること。